

仕 様 書

1. 件名

令和7年度 東大阪都市清掃施設組合で使用する電力調達

2. 概要

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 対象施設 | 東大阪都市清掃施設組合 水走発電所 |
| (2) 需要場所 | 東大阪市水走4丁目6番25号 |
| (3) 業種及び用途 | ごみ処分業 |
| (4) 需要設備 | 一般廃棄物処理施設（焼却施設、粗大ごみ処理施設等） |

3. 調達期間

令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで

4. 仕様

(1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

- | | |
|----------|-----------------|
| ア) 電気方式 | 交流3相3線式 |
| イ) 標準電圧 | 70,000V |
| ウ) 計量電圧 | 70,000V |
| エ) 標準周波数 | 60Hz |
| オ) 受電方式 | 本線・予備線受電（2回線受電） |
| カ) 発電設備 | 【別紙1】のとおり |

(2) 契約電力・予定使用量等

ア) 常用電力（自家発補給電力以外に使用する電力とする）

契約電力 2,500kW

予定使用電力量 483,190kWh 【別紙2】のとおり

ただし、使用電力量は、工場の運転状況（突発事故等含む）により予定使用量を上回る又は下回る場合がある。また、工場の運転状況（突発事故を含む）により使用計画が無い月でも使用することや使用計画がある月でも運転計画の変更により使用しない場合がある。

イ) 予備電力（送配電側での事故や点検時に常用電力と同位電圧で供給を受ける予備線の電力とする）

契約電力 2,500kW

ウ) 自家発補給電力（工場発電設備の検査、補修または事故により生じ、常用電力を上回った場合、その不足電力の補給にあてるための電力とする）

契約電力 900 kW

予定使用電力量 120 kWh 【別紙2】のとおり

ただし、使用電力量は、工場の運転状況（突発事故等含む）により予定使用量を上回る又は下回る場合がある。また、工場の運転状況（突発事故を含む）により使用計画が無い月でも使用することや使用計画がある月でも運転計画の変更により使用しない場合がある。

エ) 使用電力量実績等

直近月別使用電力量、最大電力、力率 【別紙3】のとおり

令和5年度電力使用実績（30分値） 【別紙4】のとおり

(3) 需給地点

需要場所（東大阪都市清掃施設組合水走発電所）における第五工場特高受変電室内の70kV地中電線路立上り電線終端箱（2箇所）

(4) 電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

(3) 需給地点と同じ

(5) 計量

計量期間は前月の1日0時から当月1日の前日24時までとし、最大電力及び使用電力量の計量は一般送配電事業者が設置した計量器により記録された値とする。一般送配電事業者より報告された受電日誌（最大電力、30分毎の使用量データ）をすみやかに提出のこと。通信装置その他付属装置を設置する場合は供給者の負担で行うものとする。通信装置等の設置の必要がなくなった場合、供給者の負担で撤去するものとする。

(6) 料金算定方法

契約は単価とする。契約単価には消費税相当額を含める。

料金算定方法は【別紙5】のとおりとする。

力率、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定方法は下記の(7)、(8)及び(9)のとおりとする。

(7) 力率

ア) 供給者は調達期間において、その月の平均力率により力率割引及び割増を行うものとする。

イ) 力率はその月の毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。

単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（力率が進相となる場合には、瞬間力率を100%とする）。

平均力率の算定方法は次のとおり

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

(8) 燃料費調整額

供給者の発電費用等の変動に伴う燃料費調整を行うこととする。

燃料費調整単価は供給者が定める約款等の規定によるものとする。

ただし、契約時に上記の約款等を提出すること。

算定方法は「使用電力量×（燃料費調整単価）」とする。

(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

単価は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき、経済産業大臣により決定された額とし、算定方法は「単価×使用電力量」とする。

(10) 支払方法

供給者は、(6) のとおり料金を算定後、すみやかにその請求を行うこととし、東大阪都市清掃施設組合はその料金を支払うものとする。使用電力量等の確定、請求日および支払期日については、協議によるものとする。

なお、請求書は代表者印を押印した文書にて請求を行うこと。インターネット経由のWEB上のダウンロードは不可とする。

(11) 手続き及び手数料等

供給者は契約締結後、一般送配電事業者等への手続き（供給者変更、供給契約等）を遅滞なく実施すること。手続き等にもなう手数料や必要な機器設置費等は供給者にて負担すること。

(12) 一般送配電事業者との事前協議

契約期間外（来年度以降）の常用電力及び自家発補給電力等の変更について一般送配電事業者への事前協議を供給者にお願いすることがあるので対応すること。